

**非常勤労働者の  
労働条件改善を！**  
ゆうメイトによる  
ゆうメイトのための  
ゆうメイト全国交流会

# ゆうメイト 全国つうしん

2006年 第5号  
発行 ゆうメイト全国交流会  
運営委員会  
HPアドレス：  
<http://www7a.biglobe.ne.jp/~yumate/>  
Eメールアドレス：  
yumate-mail@ked.biglobe.ne.jp



ゆうメイト全国交流会は、1  
6万人以上とも言われる郵政の  
非正規雇用労働者、「ゆうメイ  
ト」の劣悪な労働条件の改善、  
とりわけ、ゆうメイトにも適用  
されなければならぬ「パート  
タイム労働法」がゆうメイトに  
完全に適用されていない実態を  
踏まえ、また、2007年10  
月から実施される郵政民営化時  
におけるゆうメイトの雇用の完  
全な承継を求め、総務大臣・厚  
生労働大臣あての「請願署名」  
を全国で実施しました。

全国から寄せられた署名提出  
の前に、ゆうメイト全国交流会、  
郵政ユニオン、郵産労により、  
国会参議院議員会館で院内集会  
が開催されました。集会には、  
今回の署名行動に協力していた  
だいたい国会議員も多数参加、共  
産党・吉川議員、吉井議員、民  
主党・山下議員秘書、社民党・  
福島みづほ議員、又市議員秘書、  
他にも紹介がありました。集会  
は30分で各議員からの挨拶、  
そして、今回の取り組みで集まつ  
た署名18,824人の署名を  
国会議員に託しました。

## ゆうメイト処遇改善を求める 郵政公社との意見交換も行う！

署名は、ゆうメイト全国交流  
会、さらには、郵政労働者ユニ  
オンと郵政産業労働組合の両組  
合も連名で署名を取り組み、署  
名活動期間が十分ではなかつた  
にもかかわらず、全国で18,824人  
の方の協力をいただき、

総務省、厚生労働省に4月28  
日に請願署名を提出しました。  
まだ、未回収の署名もあり、  
回収できしだい追加提出の予定  
です。

皆さんの協力、ありがとうございました。

員の後に配属され、正規職員の  
それまでの仕事を引き継いでいる。  
仕事はもちろん、責任も引  
き継いでいるし、ミスをすれば  
責任も問われる簡易な仕事では  
ないし、職員と同じ仕事をして  
いる。しかし、評価は低い」と  
訴えました。公社との意見交換  
会は約1時間の予定でしたが1  
5分間延ばされ終了しました。

途中、福島国會議員が駆けつけ、  
意見交換会に参加、ゆうメイト  
の実態を一緒に聞くこととなり  
ました。

机上での物事の判断を常とし  
ている公社側は、現場の意見に  
たじたじ、説明に詰まる人と人を  
変え答弁をする状況。最後は、  
意見を参考にしたいとは言つて  
いましたが、現場からの声をど  
れだけ理解できたか疑問です。  
それでも現場からの生の声を公  
社、日本郵政株式会社の中核部  
にアピールしてきたのは十分に意  
義があり、今後の取り組みにも  
元気が出てくるのではないかとよ  
うか。院内行動の締めとして、  
ゆうメイト全国交流会を代表し  
て岡山の東さんの挨拶で院内行  
動を締めくくりました。

※詳細はホームページに掲載します。

## 一八、八五四筆を提出！

**【ゆうメイトの雇用を守り、労働条件の改善を求める請願署名】**

### 第3回ゆうメイト全国交流会

10月8日（日曜日）大阪での開催決定！

※詳細は8月中旬には決定予定。詳細はHPに掲載します。

3月5日実施！

# 「全國一齊電話勞動相談」報告

3月5日、ゆうメイト全国交流会は「全国一斉ゆうメイト電話労働相談」を行いました。全国で24人のゆうメイト（1人民間パート労働者）さんから電話があり、ゆうメイト全国交流会のスタッフと、専門的な相談にも対応できるよう、弁護士さんにも待機をお願いする中で相談を受付、アドバイスなどを行っています。

相談電話については、東京・関東地方、東海地方、近畿地方、四国地方、中国地方（岡山）、中国地方（岡山以外）、九州地方の全国7ヶ所で行いました。

なお、相談内容は、ゆうメイト全国交流会ホームページをご覧ください。なお、ホームページへの掲載は了解していただいたゆうメイトさんの報告のみ掲載しています。

国立研究所の非常勤職員を十四年続いた東京都杉並区の女性（39）が、正当な理由なく任用更新を拒否されたとして、職員としての地位確認を求めた訴訟の判決で東京地裁は二十四日、「更新拒否は違法」と女性の請求を認め、国側に未払い賃金などの支払いを命じた。

原告側弁護団によると、民間の雇用関係をめぐる訴訟では更新拒否を解雇権の乱用と認める判決も多いが、公務員は任用権に行政の裁量が広く認められ

山口均（やまぐち・ひとし）  
るため、地位確認請求を認めた  
判決はこれまでなかつた。

を打ち切られた職員にとつては、明日からの生活があるのであって、道具を取り替えるのとは訳が違うのである。これを本件について見るに、国情研においては、原告ら非常勤職員に対して冷淡に過ぎたのではないか

ものと思料する。よつて、任命権者である国情研所長が、原告に対し、平成15年4月1日以降の任用更新を拒絶することは、信義則に反し、許されないものといわなければならない」

任用終了の方針が決まつた時点で伝えず、再就職の心配をした形跡もなく、更新拒否は著しく正義に反する」と判断した。

女性は国立情報学研究所（東京、現情報・システム研究機構）

(2006年03月24日 共同通信の  
配信から)

をして結論はこうである  
「原告は、平成元年5月1日に非常勤職員として任用されて以来13年1ヶ月にわたり、13回の任用更新を受け、それなりに職場に愛着を持ちつつ勤務に励み、平成15年4月1日以降も任用更新されるものと信じて、ことごろ、国清研によるい

この半決のいふ一特段の事情  
といううのは、実はゆうメイト裁判が切り開いた地平がその基礎となつていたのだ。

「非常勤職員」といつても、任用更新の機会に度に更新の途を選ぶにあたっては、その職場に対する愛着というものがあるはずであり、それは更新を重ねることに増していくことも稀ではないところである。任命権者としては、そのような愛着を職場での資源として取り入れ、もつてその活性化に資するよう心がけることが、とりわけ日本の職場において重要であって、それは民間の企業社会であろうと公法上の任用関係であろうと変わらないものと思われる。：任用

では、既に平成11年末において任用終了方針を原則決定しており、しかるにその当時においても、その後の最終の任用更新時ににおいても、これを原告に告知することをせず、まして、任期満了後における原告の再就職について、あっせんはもちろん心配もした形跡がないことが認められるのである。上記事情の下においては、本件任用更新拒绝は、著しく正義に反し社会通情が認められる場合に該当する

今回の判決への道を切り開いた背景には、間違いなく「負けても負けても」挑んできた「ゆうメイト裁判」の蓄積があっただろう。針のような穴でもあちこち刺せば大きな突破口となるのだ。

使い勝手の良い、安価な使い捨て労働力として「道具」のように扱われてきたゆうメイトの人権に光をあてる歴史的な判決である。

「道具を取り替えるの  
とは訳が違う」

# 公務非常勤解雇で初の勝利判決！

## —公法の壁に風穴あける歴史的判決—

## ゆうメイト裁判が 道を開いた